



発行
第27号

中国地方クルーズ振興協議会情報

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします
早速ですが・・・

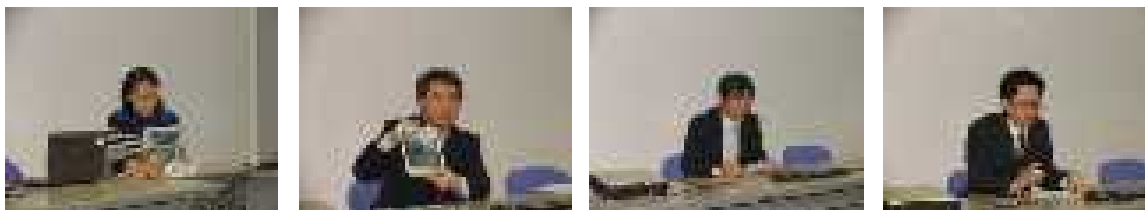
○「客船誘致意見交換会」を実施しました！！

H26.12.18 於 境港管理組合会議室

中国地方クルーズ振興協議会として、客船誘致に携わる自治体のご担当者の方にお集まりいただき、課題や知見の共有をし、今後の活動の参考になればという思いのもと、まずは初めてということで県のご担当者の方を中心に声がけさせていただき、18日前日からの暴風雪で交通機関の乱れている中、「客船誘致意見交換会」を開催いたしました。（出席者数 21名）



まずは管内で先進的に取り組んでいらっしゃる境港管理組合 成さん、境港市観光協会 黒田さんから話をいただき、つづいて今年組織が立ち上がった広島県 村田さん、山口県 岡さんからそれぞれのとりくみや課題についてお話しいただきました。



境港管理組合 成さん 境港市観光協会 黒田さん 広島県 村田さん 山口県 岡さん

意見交換会では「他ではどのように対応されているか」「ノウハウは？」と互いの状況や課題等を話しましたが、私の段取りの悪さで時間が足りず、せっかくお集まりいただいたのに消化不良感は否めません・・・申し訳ありませんでした。

アンケートにも「もう少し具体的に聞いてみたかった」「時間が不足し、残念」「他管内の先進港の担当者を招いてみる」「今後も開催をしてほしい」など意見を頂戴しており、情報共有することは有益という認識のもと、今回の反省を踏まえ、次回また意見交換会を開催したいと考えています。

翌日はオプションで夢みなとタワーから竹内地区、昭和北・南埠頭を見た後、実際に客船が着積する南埠頭（原木バース）やDBS フェリー、国際旅客ターミナルを視察し（境港市のシャトルバスにも遭遇）鬼太郎ロードを散策しました。前日に鬼太郎ロードを歩いた山口県のお二人は平日にもかかわらず、“ねこ娘”と“砂かけばあ”に出会ったとのこと。残念ながら私が歩いているときには妖怪達はなりを潜めていましたが、ボランティアの方々がゴミを拾ったり、妖怪のモニュメントを拭いておられるところに遭遇し、「おもてなしってこういう気持ちなんだな」と改めて思いました。

境港管理組合のみなさまには大変お世話になり、本当にありがとうございました。

～中国運輸局からのお知らせ～

その1 外航クルーズ船寄港時の埠頭への免税店臨時出店手続きが簡素化されることとなりました。観光庁と国土交通省港湾局のプレス資料を添付しておりますのでご覧ください。

問合先 * 企画観光部国際観光課 (TEL 082-228-8702)

その2 **ご相談承ります!!**

陸上及び海上輸送等の2次交通対策(例:観光地までの交通手段の確保(バス、タクシー、船等))など、クルーズ客船誘致にとりくまれている自治体様でお悩みになられている事案がありましたら、中国運輸局までお寄せ下さい。

問合先 * 企画観光部観光地域振興課 (TEL 082-228-8703)

海事振興部旅客課 (TEL 082-228-3679)

発行年月日：平成27年1月13日

発行元：中国地方クルーズ振興協議会事務局
(中国運輸局 海事振興部 旅客課内)

電話：082-228-3679 fax：082-228-7309



平成26年12月30日
観光庁
国土交通省港湾局

日本全国、津々浦々 免税店のさらなる拡大に取り組みます。



地方の商店街や物産センター、クルーズ埠頭等における免税店の拡大に向け、消費税免税制度の拡充が決まりました。

(平成26年12月30日与党税制改正大綱)

1. 第三者への免税手続の委託を可能とし、一括カウンターの実現
2. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化

I. 第三者への免税販売手続の委託を可能とし、一括カウンターの実現

○免税販売手続を第三者に委託することを前提とした、新たな免税店許可制度（手続委託型輸出物品販売場制度）が創設されます。

○免税手続を委託できるのは、以下の商店街や物産センター、ショッピングセンター等です。

- ・商店街振興組合の組合員が経営する店舗
- ・中小企業等協同組合の組合員が経営する店舗
- ・大規模小売店舗の施設内にある店舗
- ・一棟の建物内にある店舗

○一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算が可能となります（ただし、一般物品と消耗品は区別）。

外国語対応への不安や免税手続の煩雑さが解消され、地方の商店街等において免税店が増えるとともに、外国人旅行者にとっても、免税店でよりお得に便利に買い物を楽しむことが可能となり、旅行消費額の増加による地域の活性化が期待されます。

II. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化

○クルーズ埠頭（クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等）への免税店の臨時出店が容易となります。

手続きの簡素化に伴って、免税品を購入後直ちに船に持ち込めるクルーズ埠頭において、外国人旅行者による地元物産品等の購入が促進され、地方創生にも資することが期待されます。

III. 制度開始時期

平成27年4月1日（予定）

観光庁では、関係省庁と連携して、制度改正に関する説明会の開催等により、新制度の活用を促進します。

【お問い合わせ先】

観光庁観光戦略課 免税制度改革チーム
担当：森（内線：27-211）
TEL 03-5253-8111（代表）
03-5253-8322（直通）

国土交通省港湾局産業港湾課
担当：大岡（内線：46-451）
TEL 03-5253-8111（代表）
03-5253-8673（直通）

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(商店街等)

免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続の一括カウンターの一括設置を実現(平成27年4月1日より制度開始)。

併せて、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を認める(ただし、一般物品と消耗品は区別)。

施策の背景

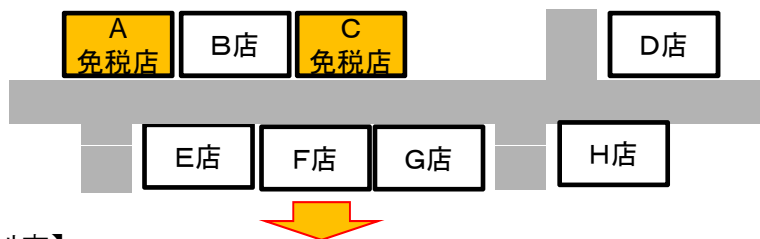
2014年10月1日より全品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。外国人旅行者がより一層買い物を楽しむことができるよう、地方の商店街等における免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上が必要。

要望結果の概要

商店街における一括カウンターの設置イメージ

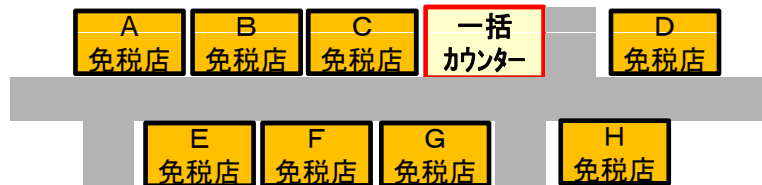
【現状】

免税店が一部の店舗のみに留まっており、商店街全体に広がっていない。



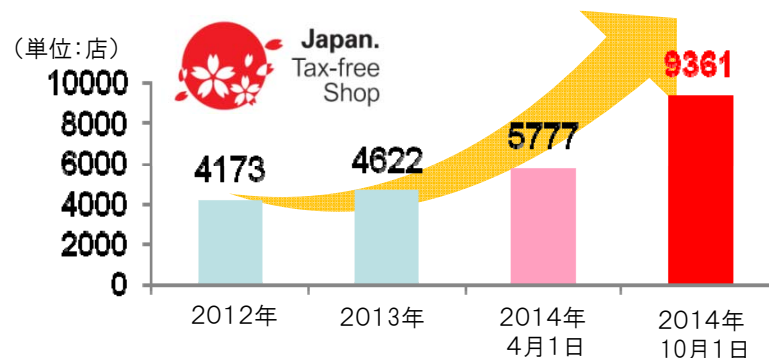
【新制度】

- ①一括カウンターの設置が可能となり、より多くの店舗が免税店許可を取得し、商店街が一体となって外国人旅行者を誘致。
- ②外国人旅行者は、一括カウンターにおいて購入金額を合算できるため免税で買い物がしやすくなり、免税手続もまとめて一度にできる。

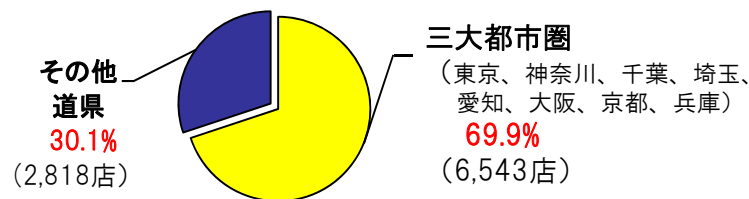


・外国人旅行者が免税店でお得に便利に買物を楽しむことで、消費額の増加が期待される。

【免税店数の増加】



《三大都市圏とその他道県における免税店数の割合》



【地域の商店街】



札幌狸小路商店街
(北海道札幌市)



川越一番街商店街
(埼玉県川越市)

地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大(クルーズ埠頭)

施策の背景

- 大型クルーズ船1回の寄港では2千人から3千人の訪日外国人旅行者が来訪し、寄港地では消耗品を含む物品が大量に購入される。
- 平成26年10月1日より免税対象物品に食品類、飲料類等の消耗品が追加されたことと相まって、クルーズ埠頭(クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等)で物品を免税で販売できれば、訪日外国人による地元物産品等の大量購入に繋がることが期待される。
- 一方、クルーズ埠頭に臨時出店する仮設店舗について、免税店の許可申請手続きが出店者に負担となっている。

要望の結果

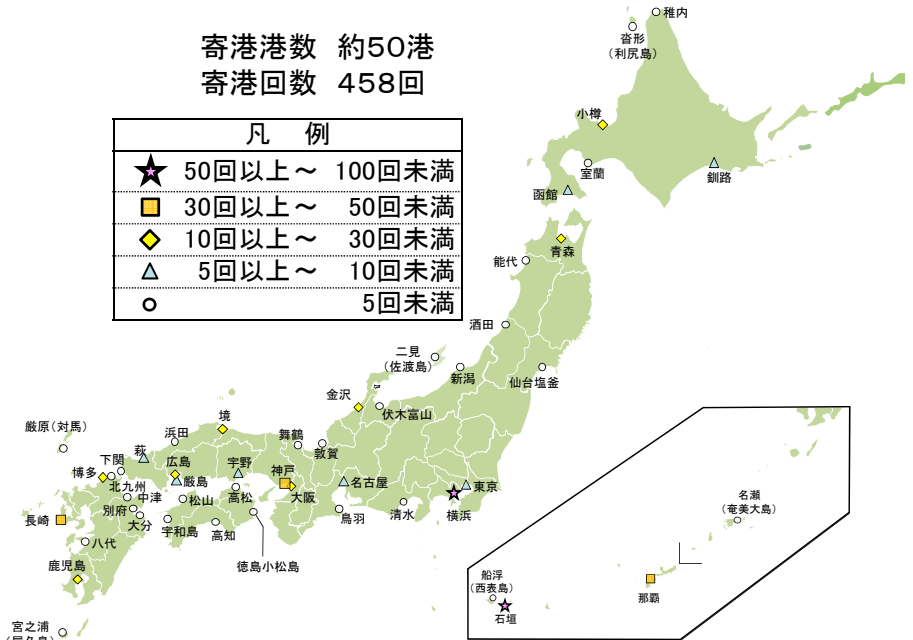
外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化する。

我が国への外航クルーズ船の寄港実績(2013年)

クルーズ船は全国各地に寄港している

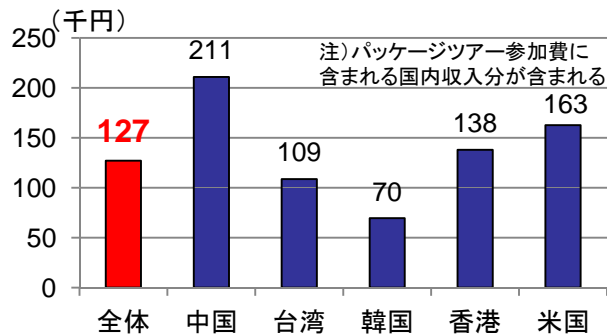
寄港港数 約50港
寄港回数 458回

凡 例	
★	50回以上～100回未満
■	30回以上～50回未満
◆	10回以上～30回未満
△	5回以上～10回未満
○	5回未満



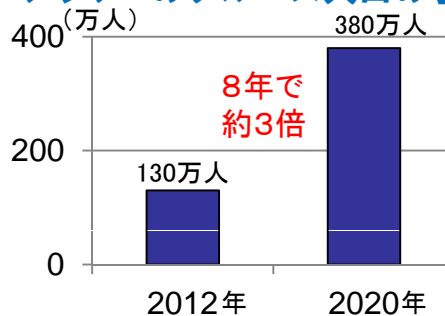
出典: 港湾管理者の聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

主要国・地域からの訪日外国人の1人当たりの旅行支出額(観光・レジャー目的)(2013年)



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」より港湾局作成

アジア*のクルーズ人口の予測



出典: アジアクルーズ協会

「アジア・クルーズ産業白書2014年版」

*インド、ベトナム、タイ、フィリピン、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、シンガポール、台湾、香港、中国

岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例

